

イギリス：気候関連財務情報開示の義務付けに関する規則

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 芦田 淳

目 次

はじめに

I 制定の背景

II 2022年規則の要点

1 概略

2 義務付けの対象

3 開示すべき内容

4 規定のレビュー

おわりに

翻訳：2022年会社（戦略報告書）（気候関連財務情報開示）規則

キーワード：気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、気候変動、財務情報開示、戦略報告書

要 旨

2015年12月、気候変動が金融市場に大きな影響を及ぼし得るという認識に立ち、各国の金融関連省庁及び中央銀行等から成る金融安定理事会により、気候関連財務情報開示タスクフォースが設立された。同タスクフォースは、2017年6月、会社等に対して、気候変動が財務に与える影響を分析、開示するよう求める提言を公表した。イギリス政府は、2021年10月、この提言に沿って、気候関連財務情報の開示を、一定の要件を満たす会社に対して義務付けること等を内容とする戦略文書を公表し、2022年1月にそのための規則制定を行った。当該規則は、主として、義務付けの対象となる会社の範囲（従業員が500人を超え、かつ、売上高が5億ポンド（約930億円）を超える会社等）と、開示すべき財務情報の内容（気候関連リスク及び機会の評価及び管理に関する、会社のガバナンス体制の説明等）について定めるものである。

はじめに

2022年1月17日、イギリスでは、2022年会社（戦略報告書⁽¹⁾）（気候関連財務情報開示規則⁽²⁾（以下「2022年規則」）が制定された。同規則により、所定の要件を満たした会社は、気候変動に関連するリスク及び機会を開示することを義務付けられる。なお、気候変動に関連する機会とは、気候変動の緩和や適応に関する取組によって、資源の効率的利用及びコスト削減、低炭素排出エネルギー源の採用、新たな製品及びサービスの開発、サプライチェーンのレジリエンス（回復力）の構築等がなされることを指す⁽³⁾。気候関連リスク等に関する開示の義務付けは、対象となる会社が、リスクマネジメント全体の枠組みの中で「環境・社会・ガバナンス（ESG）」への取組を発展させる動機付けとなるものと考えられており、2022年規則は、民間部門におけるESGの実現に向けた一歩と評価されている⁽⁴⁾。以下、第I章では2022年規則制定の背景、第II章では2022年規則の要点を解説する。あわせて、2022年規則を訳出する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年1月10日である。[] は、筆者による補記である。

- (1) 会社の取締役が作成する戦略報告書は、取締役が会社の成功を促進する義務をどのように果たしたかについて、会社の社員（members）に情報を開示し、社員による評価を助けることを目的として作成され、①会社の事業に関する公正なレビュー並びに②会社が直面する主要なリスク及び不確実性に関する説明等を含むものである（2006年会社法（Companies Act 2006 c.46. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/contents>>）第414C条）。本稿で取り上げる気候変動に関連する財務情報も、同報告書に含まれる。なお、以下で2006年会社法を論じるに当たっては、イギリス会社法研究会編『イギリス会社法—解説と条文—』成文堂、2017を参照した。
- (2) The Companies (Strategic Report) (Climate-related Financial Disclosure) Regulations 2022 (S.I. 2022/31). <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2022/31/pdfs/uksi_20220031_en.pdf>
- (3) Task Force on Climate-related Financial Disclosures, *Final Report: Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures*, June 2017, p.6. <<https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/10/FINAL-2017-TCFD-Report.pdf>>; 気候関連財務情報開示タスクフォース『最終報告書—気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言—』2017.6, p.5. <https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2020/10/TCFD_Final_Report_Japanese.pdf>
- (4) Lloyd Brown, “The climate-related financial disclosure regulations 2022: A step in the right direction for ESG in the private sector,” *Environmental Law Review*, 24(3), 2022.8, pp.214-223.

I 制定の背景

気候変動に関連する重要な財務情報の開示は、投資家に対して、適切な意思決定を行うための情報を提供するものである。また、会社にとっても、気候変動の影響、リスク、機会について開示すべき情報を準備することは、当該影響等に対処するため自社に何が必要かを判断するために有益であるとされる⁽⁵⁾。

世界的な動きとしては、2015年12月、G20の要請を受け、各国の金融関連省庁及び中央銀行等から成る金融安定理事会（Financial Stability Board: FSB）により、気候関連の情報開示等をどのように行うかを検討するため、気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures: TCFD）が設立された⁽⁶⁾。2017年6月、TCFDは、会社等に対して、気候変動が財務に与える影響を分析、開示するよう求める提言⁽⁷⁾を公表した。当該提言では、気候変動に関連して開示が推奨される4項目（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標）、その下で推奨される開示内容として11項目が挙げられた（下表参照）。

表 TCFD 提言による気候変動に関連する開示推奨項目及び推奨される開示内容

開示推奨項目	推奨される開示内容
ガバナンス	気候関連リスク及び機会に関する当該組織のガバナンス ①気候関連リスク及び機会に関する取締役会による監視体制を説明する。 ②気候関連リスク及び機会の評価及び管理における経営者の役割を説明する。
戦略	当該組織の事業、戦略、財務計画に対する気候関連リスク及び機会の実際の及び潜在的な影響 ①組織が識別した、短期、中期、長期の気候関連リスク及び機会を説明する。 ②気候関連リスク及び機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える影響を説明する。 ③2℃シナリオ〔世界の平均気温上昇を2℃までにとどめるシナリオ〕を含む、様々な気候関連シナリオに基づく検討を踏まえて、組織の戦略のレジリエンス（回復力）について説明する。
リスク管理	当該組織が気候関連リスクを識別、評価、管理するために用いるプロセス ①組織が気候関連リスクを識別し、評価するためのプロセスを説明する。 ②組織が気候関連リスクを管理するためのプロセスを説明する。 ③組織が気候関連リスクを識別、評価、管理するプロセスが組織の総合的リスク管理にどのように統合されているかについて説明する。
指標及び目標	気候関連リスク及び機会を評価、管理するのに使用する指標及び目標 ①組織が、自らの戦略及びリスク管理プロセスに即して、気候関連リスク及び機会を評価する際に用いる指標を開示する。 ②スコープ1、スコープ2及び当てはまる場合にはスコープ3の温室効果ガス排出量と、その関連リスクを開示する。 ③組織が気候関連リスク及び機会を管理するために用いる目標及び目標に対する実績について説明する。

(注) 表中、スコープ1とは、燃料の燃焼や、製品の製造等を通じて企業・組織が直接排出する温室効果ガス排出量（自社が直接排出する温室効果ガス排出量）、スコープ2とは、他社から供給された電気、熱又は蒸気を使うことで、間接的に排出される温室効果ガス排出量（自社が間接排出する温室効果ガス排出量）、スコープ3とは、ある企業がモノやサービスを販売する場合に、仕入れた原料から販売後の利用、その後の廃棄に至るまでの間に排出される温室効果ガス排出量（サプライチェーン上で発生する自社以外の温室効果ガス排出量）を指す。「知っておきたいサステナビリティの基礎用語～サプライチェーンの排出量のものさし「スコープ1・2・3」とは」2023.9.26. 資源エネルギー庁ウェブサイト <<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/scope123.html>>
(出典) 気候関連財務情報開示タスクフォース『最終報告書—気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言—』2017.6, pp.v, 12. <https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2020/10/TCFD_Final_Report_Japanese.pdf> を基に筆者作成。なお、訳語は、一部改めたものがある。

(5) Department for Business, Energy & Industrial Strategy, *Mandatory climate-related financial disclosures by publicly quoted companies, large private companies and LLPs*, February 2022, p.5. <<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/62138625d3bf74f05879a21/mandatory-climate-related-financial-disclosures-publicly-quoted-private-cos-llps.pdf>>

(6) 「TCFDとは」TCFD コンソーシアムウェブサイト <<https://tcfcd-consortium.jp/about>> なお、TCFDは、その責務を果たしたとして、2023年10月に解散した。“About.” TCFD website <<https://www.fsb-tcfcd.org/about/>>

(7) Task Force on Climate-related Financial Disclosures, *op.cit.*(3); 気候関連財務情報開示タスクフォース 前掲注(3)

他方、イギリス政府は、2021年10月、投資家その他の市場関係者に対し、気候変動や持続可能性に関する財務上の意思決定についての必要な情報を提供することを目的とする戦略文書「金融のグリーン化—持続可能な投資へのロードマップ」⁽⁸⁾を公表した。情報提供を具体化する方策の一つとして、一定の要件を備えた会社に対するTCFDの提言に従った開示の義務化が挙げられている。これを踏まえ、2022年1月、イギリス政府は、2022年規則により、G20構成国の中で初めて、約1300社の会社に気候変動に関連するリスク及び機会の開示を義務付けることとした⁽⁹⁾。

II 2022年規則の要点

1 概略

2022年規則は、全3部5か条から成る。その構成は、第1部「導入」(第1条「引用及び施行期日」、第2部「2006年会社法の改正」(第2条[2006年会社法第414C条の改正]、第3条[同法第414CA条の改正]、第4条[同法第414CB条の改正])、第3部「標題なし」(第5条「レビュー」)となっており、2006年会社法の一部改正が主たる内容となっている⁽¹⁰⁾。2022年規則は、2022年4月6日(施行日)以降に開始される事業年度⁽¹¹⁾から適用される(同規則第1条)。

2 義務付けの対象

2022年規則第3条による改正後の2006年会社法第414CA条は、次の会社に対して、気候関連財務情報の開示を求めている⁽¹²⁾。開示は、戦略報告書⁽¹³⁾の一部として事業年度ごとに行われる。

(a) 従業員が500人を超える公益事業体(Public Interest Entities: PIEs)⁽¹⁴⁾

(8) HM Treasury, *Greening Finance: A Roadmap to Sustainable Investing*, October 2021. <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/61890e64d3bf7f56077ce865/CCS0821102722-006_Green_Finance_Paper_2021_v6_Web_Accessible.pdf>

(9) “UK to enshrine mandatory climate disclosures for largest companies in law,” 29 October 2021. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/news/uk-to-enshrine-mandatory-climate-disclosures-for-largest-companies-in-law>>

(10) イギリスの規則(regulation)は、議会制定法により大臣等に委任された権限に基づき制定される二次的立法であるが、議会制定法の一部を改正するものを含み得るなど、我が国の政省令と異なる部分がある。また、2022年規則は、2006年会社法の規定に基づき、制定に先立って議会による承認を受けている。

(11) 会社の事業年度は、会計基準日をもって終了する12か月間とされ、会計基準日は、通例、3月31日又はその会社の設立された日の属する月の最終日とされている(2006年会社法第390条～第392条)。

(12) Financial Reporting Council, *Guidance on the Strategic Report*, June 2022, p.59. <https://media.frc.org.uk/documents/Strategic_Report_Guidance.pdf> なお、2022年規則と同日に制定されたThe Limited Liability Partnerships (Climate-related Financial Disclosure) Regulations 2022 (S.I. 2022/46). <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2022/46/contents/made>> により、①大規模なLimited Liability Partnership(有限責任事業組合。以下「LLP」)(規制市場上場LLP及び銀行LLPを除く、従業員500人超、年度売上高5億ポンド超のLLP)及び②従業員500人超の規制市場上場LLP及び銀行LLPにも同様の情報開示義務が課されている。その開示すべき内容、規定のレビュー及び施行期日は本稿で述べる会社の場合と同様である。なお、イギリスのLLPは、日本の有限責任事業組合制度のモデルの一つとなったもので、構成員について有限責任である、組織上の柔軟性を持つといった共通の特徴を有するが、法人格を有する点が日本の有限責任事業組合とは異なる。イギリスのLLPについては、日本貿易振興機構(ジェトロ)海外調査部欧州ロシアCIS課「英国会社法改正(The Companies Act 2006)」『ユーロ・トレンド』2011.2, pp.19-24. <https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000538/eurotrend_uk_companyact.pdf> を参照。

(13) 戦略報告書については、前掲注(1)参照。

(14) 具体的には、従業員が500人を超える、規制市場上場会社(株式がイギリスの規制市場において取引されることが認められている会社)、銀行、保険会社を指す。“Explanatory Memorandum to The Companies (Strategic Report) (Climate-related Financial Disclosure) Regulations 2022,” 2022 No.31, p.3. Legislation.gov.uk website <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2022/31/pdfs/uksiem_20220031_en.pdf>

(b) 従業員が 500 人を超え、かつ、代替投資市場（Alternative Investment Market: AIM）⁽¹⁵⁾ に上場しているイギリスの会社

(c) (a) 及び (b) に含まれないイギリスの会社のうち、従業員が 500 人を超え、かつ、年度売上高が 5 億ポンド⁽¹⁶⁾ を超える⁽¹⁷⁾ 会社

この従業員数及び売上高の基準を満たしているかを判断する際、対象となる会社が、親会社と子会社から成るグループを形成している場合、当該グループ全体の数値により判断される。また、売上高の評価には、純額の総売上高を使用する。なお、「純額」とは、2006 年会社法第 383 条第 (6) 項に基づき、国際会計基準等に従って、グループ取引を消去する（eliminate group transactions）ために行われる一切の相殺その他の調整を施さない額を意味する。

3 開示すべき内容

2022 年規則第 4 条により改正された 2006 年会社法第 414CB 条は、開示すべき気候関連財務情報として、8 項目（第 (2A) 項 (a) 号～(h) 号。以下、便宜的に各号を (i) ～ (viii) と表記する。）を列挙している。政府による説明資料（ただし、法的拘束力は持たない。）⁽¹⁸⁾ に基づき、各項目について、開示すべき情報の期待される具体的な内容を紹介する。

(i) 気候関連リスク及び機会の評価及び管理に関する、会社のガバナンス体制についての説明

会社は、気候関連リスク及び機会が、当該会社のガバナンス体制の中でどのように識別、検討及び管理されているかを理解できるような情報を開示すべきである。また、気候関連リスク及び機会に関する情報が、取締役会でどの程度考慮されているかを理解できるようにすべきである。気候関連リスク及び機会を監視する取締役がいなく、及び／又は、気候関連リスク及び機会の評価又は管理に責任を持つ者が社内にはいない場合、その旨を明記すべきである。

(ii) 気候関連リスク及び機会を、会社がどのように識別、評価及び管理しているかについての説明

会社は、気候関連リスク及び機会を識別、評価及び管理するための体制及びプロセスが理解できるような情報を開示すべきである。これには、リスク及び機会が、①子会社レベルで識別され、グループを通じて報告されるのか、②リスク及び機会の識別はグループレベルでのみ行われるのかを、理解できるような情報が含まれるべきである。また、このリスクの識別をどの程度の頻度で更新する必要があるかも含めるべきである。

(iii) 気候関連リスクを識別、評価及び管理するプロセスが、会社の総合的なリスク管理プロセスにどのように統合されているかについての説明

会社は、気候関連リスクが現在、リスク管理のアプローチ全体にどの程度統合されているか、

(15) 代替投資市場とは、1995 年に開始された、イギリス・ロンドン証券取引所が運営する中小・ベンチャー企業向け株式市場である。「最強の新興市場ロンドン AIM の実像 (上) 世界の成長企業 吸引 緩い上場基準 武器に」『日本経済新聞』2007.7.24, p.16.

(16) 1 ポンドは、約 186 円（令和 6 年 1 月分報告省令レート）。

(17) 2006 年法第 414CA 条は、年度売上高が 5 億ポンドを超えた会社（グループである場合を含む。）を「売上高の高い会社（high turnover company）」と規定している。

(18) Department for Business, Energy & Industrial Strategy, *op.cit.*(5), pp.10-17.

又は気候関連リスクの識別、評価及び管理が（全体とは）別のプロセス及び手続に従ったものであるか否かについての情報を開示すべきである。

(iv) (a) 会社の業務に関連して発生する、主要な気候関連リスク及び機会に関する説明、(b) 当該リスク及び機会を評価する際に言及される期間に関する説明

気候関連リスク及び機会の開示は、気候変動がもたらすリスク又は機会を理解し、当該リスク又は機会が事業に与える潜在的な影響を理解することを可能にするものであるべきである。また、開示は、適切な場合、事業が既に実施している緩和策、及び今後実施する予定の緩和策を理解することを可能にするものであるべきである。

リスク又は機会が具体化すると予想される期間を理解できるような情報を提供することも必要である。さらに、会社は、リスク及び機会を、可能な限り、短期、中期、長期に分類し、短期、中期、長期として扱う期間をどのように決定したかを説明すべきである。

(v) 主要な気候関連リスク及び機会が、会社の事業モデル及び戦略に与える、実際の (actual) 及び潜在的な影響についての説明

実際の及び潜在的な影響の説明は、主要な気候関連リスクの具体化の影響を理解するのに必要な程度に詳細かつ具体的であるべきである。実際の又は潜在的な影響について説明する場合、会社は、現在実施している対策と、将来実施される可能性のある緊急時対応計画の両者を検討する必要がある。

(vi) 様々な気候関連シナリオを考慮した、会社の事業モデル及び戦略のレジリエンス (回復力) についての分析

会社は、様々な気候変動シナリオ⁽¹⁹⁾の予測に照らして、事業モデル及び戦略のレジリエンス (回復力) の評価を提供すべきである。会社は、その事業に最も関連性のあるシナリオを選択すべきである。開示は、使用したシナリオと、当該シナリオを選択した理由を理解できるようにすべきである。

会社は、シナリオ分析の基礎となる前提条件及び推計を開示することが重要である。必要とされるシナリオ分析は、定性的なアプローチ (記述的なストーリーに依拠したアプローチ) に基づくものである。気候シナリオ分析は、最新の関連情報を確実に提供するため、通常、少なくとも3年ごとに更新されるべきである。

(vii) 気候関連リスクを管理し、気候関連機会を実現するために会社が使用している目標、及びそれらの目標に対する実績についての説明

会社が気候関連リスク及び機会の管理の進捗を評価するために目標を設定した場合、当該目標は、会社の将来の事業との関連性を含めて、適切に説明されるべきである。開示には、会社が当該目標を達成するための期間、並びに目標達成の進捗をどのように監視及び評価しているかを含めるべきである。目標は、可能であれば、(iv) (v) 及び (vi) で識別されたリスク及

(19) 1.5°Cシナリオ (世界の平均気温上昇を1.5°Cまでにとどめるシナリオ)、気温が現在の軌跡を継続し平均気温上昇が2°Cを超える可能性が高いシナリオ (例えば、3.5°Cシナリオ) が例示されている。 *ibid.*, p.15.

びその影響に関連付けるべきである。

(viii) 気候関連リスクを管理し、気候関連機会を実現するための目標に対する進捗状況を評価するために使用される主要実績評価指標と、その主要実績評価指標の根拠となる計算方法についての説明

会社は、気候関連リスク及び機会を管理する目的で、(vii) で定めた目標に対する進捗を評価するために、どの気候関連の主要実績評価指標 (key performance indicators: KPIs) を使用するか、また、その計算方法、設定された目標と [KPIs が] 合致しない場合には、KPIs と目標との関連性を説明すべきである。

会社が、気候関連リスク及び機会を管理する目的で使用する気候関連 KPI を変更する場合、通常、変更の理由を、新たな KPI が以前の測定法より効果的である理由の説明とともに開示すべきである。

上記のうち、(i)、(ii)、(iii) 及び (iv) の項目は、常に開示が求められる。他方、(v)、(vi)、(vii) 及び (viii) で要求される気候変動に関連する財務情報開示の全部又は一部について、会社の取締役が、会社の事業の理解に必要でないと合理的に考える場合、その開示は行われなない。ただし、開示が行われなない場合、取締役の判断について、明確でかつ理由を付した説明が行われなければならない。

4 規定のレビュー

2022 年規則第 5 条は、主務大臣が同規則に含まれる規定のレビューを行い、その結論を記載した報告書を公表すること、最初の当該報告書が (施行日から 5 年となる) 2027 年 4 月 6 日までに公表されなければならない、以降も 5 年を超えない間隔で報告書を公表する義務があることを規定している。

おわりに

2022 年規則は、所定の要件を満たした会社に対して、気候変動に関連する財務情報の開示を義務付けるものである。当該開示は、投資家への情報提供とともに、開示を行う会社に気候変動への対処を促すという意味で肯定的に捉えられている。また、そこで開示が推奨されている内容は、項目の立て方は若干異なるものの、TCFD 提言に対応したものとなっている。具体的には、TCFD 提言における開示推奨項目の「ガバナンス」と 2022 年規則について II 3 で述べた (i)、以下同様に、「戦略」と (iv)、(v) 及び (vi)、「リスク管理」と (ii) 及び (iii)、「指標及び目標」と (vii) 及び (viii) が対応している。今後は 2022 年規則の規定に対する定期的なレビューが予定されており、実施を踏まえてどのような評価がなされるか注目される。

(あしだ じゅん)

2022 年会社（戦略報告書）（気候関連財務情報開示）規則

The Companies (Strategic Report) (Climate-related Financial Disclosure) Regulations 2022.

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 芦田 淳訳

【目次】

第 1 部 導入

引用及び施行期日

第 2 部 2006 年会社法の改正

2006 年会社法第 414C 条、第 414CA 条及び第 414CB 条の改正

第 3 部 [標題なし]

レビュー

第 1 部 導入

引用及び施行期日

第 1 条

- (1) 本規則は、2022 年会社（戦略報告書⁽¹⁾）（気候関連財務情報開示）規則として引用することができる。
- (2) 本規則は 2022 年 4 月 6 日に施行され、会社の同日以降に開始される事業年度に関して適用される。

第 2 部 2006 年会社法の改正

2006 年会社法第 414C 条、第 414CA 条及び第 414CB 条の改正

第 2 条

第 414C 条第 (2) 項⁽²⁾において、「非財務」の後に「及び持続可能性 [関連]」の語を挿入

* この翻訳は、The Companies (Strategic Report) (Climate-related Financial Disclosure) Regulations 2022 (S.I. 2022/31). <https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2022/31/pdfs/ukxi_20220031_en.pdf>（脚注では、以下「2022 年規則」）を訳出したものである。訳出に当たり、2022 年規則の脚注は、引用された法律の改正に関するもので、同規則の内容には直接関係がないため省略した。訳文中 [] 内の補記、及び脚注は、全て訳者によるものである。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 1 月 10 日である。また、2022 年規則による改正の対象となった 2006 年会社法（Companies Act 2006 c.46. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/contents>>）の従来の法文の翻訳については、イギリス会社法制研究会編『イギリス会社法—解説と条文—』成文堂、2017 を参照した。

- (1) 戦略報告書は、取締役が会社の成功を促進する義務をどのように果たしたかについて、会社の社員（members）に情報を開示し、社員による評価を助けることを目的として作成され、①会社の事業に関する公正なレビュー並びに②会社が直面する主要なリスク及び不確実性に関する説明等を含むものである（2006 年会社法第 414C 条）。2018 年の会社法改正により、①及び②に加えて、同報告書に非財務情報が含まれることとなり、2022 年規則によって、後述するとおり、非財務情報は「非財務及び持続可能性 [関連] 情報」と改められた。なお、2022 年規則及び同規則による改正後の 2006 年会社法を見る限り、持続可能性関連情報とは、実質的に、気候関連財務情報を指している。
- (2) 2006 年会社法第 414C 条第 (2) 項は、戦略報告書の記載事項として、①会社の事業に関する公正なレビュー並

する。

第3条

第414CA条⁽³⁾において、

びに②会社が直面する主要なリスク及び不確実性に関する説明を挙げるほか、同法第414CZA条、第414CA条及び第414CB条が、戦略報告書の内容について定めるという規定である。このうち、第414CA条及び第414CB条が非財務情報（2022年規則による改正後は、非財務及び持続可能性〔関連〕情報）について定めており、2022年規則第2条により、「第414CZA条（第172条第(1)項に規定する報告書）、第414CA条及び第414CB条（非財務情報報告書）は、戦略報告書の内容に関する更なる規定を設ける。」という条文が「第414CZA条（第172条第(1)項に規定する報告書）、第414CA条及び第414CB条（非財務及び持続可能性〔関連〕情報報告書）は、戦略報告書の内容に関する更なる規定を設ける。」と改められた（下線部が改正された箇所）。

(3) 2022年規則による改正後の第414CA条は、次のとおりである（下線部が改正された箇所）。なお、条文の一部差し替えを行った箇所については、翻訳の関係上、2022年規則の語句と必ずしも同一ではない。

第414CA条 非財務及び持続可能性〔関連〕情報報告書

(A1) 本項が適用される会社の戦略報告書は、非財務及び持続可能性〔関連〕情報報告書を含まなければならない。

(1) 第(A1)項は、その報告書が関連する事業年度内のいずれかの時点において、次のような会社であった場合に適用される。

- (a) 規制市場上場会社〔株式がイギリスの規制市場において取引されることが認められている会社〕
- (b) 銀行
- (c) 認可保険会社
- (d) 保険市場活動を行う会社〔認可を受けていない保険会社〕、又は
- (e) 代替投資市場〔Alternative Investment Market〕として知られる市場において取引が認められている証券を有する会社

(1A) 第(A1)項は、当該事業年度に関して売上高の高い会社であった場合にも適用される。

(1B) 第(1)項及び第(1A)項は、第(3)項から第(7)項に従う。

(2) 会社の戦略報告書がグループ戦略報告書である場合、第(A1)項に基づき報告書に含まれる非財務及び持続可能性〔関連〕情報報告書は、連結に含まれる企業に関する連結報告書（「グループ非財務及び持続可能性〔関連〕情報報告書」）でなければならない。

(2A) 会社は、次のときに、当該事業年度に関して「売上高の高い会社」である。

- (a) 当該事業年度において親会社〔parent company〕でなかった場合、同年度の売上高が5億ポンドを超えたとき。
- (b) 当該事業年度内のいずれかの時点で親会社であった場合、同年度において、その会社が率いるグループの総売上高が純額で5億ポンドを超えたとき。

(2B) 会社の事業年度であっても、実際には1年に満たない期間について、第(2A)項により示された売上高の数値は、比例調整されなければならない。

(2C) 第(2A)項(b)号については、次のとおりとする。

- (a) 売上高合計は、グループの各構成会社について確定された関連する数値を合算することにより算出される。
- (b) 売上高合計に関する「純額」は、第383条第(6)項に従って解釈される。

(2D) 第383条第(7)項は、第383条の目的のために適用されるのと同様に、本条第(2A)項(b)号の目的のために適用される。

(3) 第(A1)項は、次の場合の会社には適用されない。

- (a) 当該事業年度に関して、小会社〔small companies〕制度が適用される場合（第382条～第384条参照）
- (b) 当該事業年度に関して、中規模会社〔company qualifies as medium-sized〕である場合（第465条～第467条参照）

(4) 第(A1)項は、次の場合には適用されない。

- (a) 当該事業年度において親会社でなかった会社が、同年度において従業員数が500人以下であった場合
- (b) 当該事業年度内のいずれかの時点で親会社であった会社で、同年度において当該会社が率いるグループの従業員数の合計が500人以下であった場合

(5) 〔略〕

(6) 〔略〕

(7) 第(A1)項は、当該事業年度末に子企業〔subsidiary undertaking〕であり、以下の報告書に含まれる会社には適用されない。

(a) 見出しの「非財務」の後に「及び持続可能性 [関連]」の語を挿入する。

(b) 第(1)項の前に、次の条文を挿入する。

「(A1) 本項が適用される会社の戦略報告書は、非財務及び持続可能性 [関連] 情報報告書を含まなければならない。」

(c) 第(1)項の冒頭において、「会社の戦略報告書は、会社が [(中略)] の場合に非財務情報報告書を含まなければならない」を「第(A1)項は、会社が [(中略)] の場合に会社に適用される」の語に差し替える。

(d) 第(1)項(c)号の末尾の「又は」の語を削除する。

(e) 第(1)項(d)号の後に、「又は(e) 代替投資市場 [Alternative Investment Market]⁽⁴⁾として知られる市場において取引が認められている証券を有する会社」の語を挿入する。

(f) 第(1)項の後に、次の条文を挿入する。

「(1A) 第(A1)項は、当該事業年度に関して売上高の高い会社であった場合にも適用される。

(1B) 第(1)項及び第(1A)項は、第(3)項から第(7)項に従う。」

(g) 第(2)項において、

(i) 「第(1)項」を「第(A1)項」の語に差し替える。

(ii) 二箇所の「非財務」の後に、[それぞれ]「及び持続可能性 [関連]」の語を挿入する。

(h) 第(2)項の後に、次の条文を挿入する。

「(2A) 会社は、次のときに、当該事業年度に関して「売上高の高い会社」である。

(a) 当該事業年度において親会社 [parent company] でなかった場合、同年度の売上高が5億ポンド⁽⁵⁾を超えたとき。

(b) 当該事業年度内のいずれかの時点で親会社であった場合、同年度において、その会社が率いるグループの総売上高が純額で5億ポンドを超えたとき。

(2B) 会社の事業年度であっても、実際には1年に満たない期間について、第(2A)項により示された売上高の数値は、比例調整されなければならない。

(2C) 第(2A)項(b)号については、次のとおりとする。

(a) 売上高合計は、グループの各構成会社について確定された関連する数値を合算することにより算出される。

(a) 会社の親企業 [parent undertaking] のグループ戦略報告書で、第(8)項の要件を満たすもの

(b) [(削除)]

(8) 本項における要件は、以下のとおりである。

(a) グループ戦略報告書が、当該会社及び（もしあれば）その子企業を含む事業に関するものであること。

(b) 報告書が、当該会社の事業年度と同時に終了する、又はその終了前に終了する親企業の事業年度について作成されていること。

(c) 報告書には、連結に含まれる全ての企業に関するグループ非財務及び持続可能性 [関連] 情報報告書が含まれていること。

(9) [(削除)]

(10) 第(A1)項が適用されない会社は、その戦略報告書に非財務及び持続可能性 [関連] 情報報告書を、場合によってはグループ戦略報告書にグループ非財務及び持続可能性 [関連] 情報報告書を含めることができる。

(4) 代替投資市場とは、1995年に開始された、イギリス・ロンドン証券取引所が運営する中小・ベンチャー企業向け株式市場である。「最強の新興市場ロンドン AIM の実像 (上) 世界の成長企業 吸引 緩い上場基準 武器に」『日本経済新聞』2007.7.24, p.16.

(5) 1ポンドは、約186円（令和6年1月分報告省令レート）。

- (b) 売上高合計に関する「純額」は、第 383 条第 (6) 項⁽⁶⁾に従って解釈される。
- (2D) 第 383 条第 (7) 項⁽⁷⁾は、第 383 条の目的のために適用されるのと同様に、本条第 (2A) 項 (b) 号の目的のために適用される。」
- (i) 第 (3) 項において、「第 (1) 項は、[(中略)] の場合、適用されない」を、「第 (A1) 項は、[(中略)] の場合、会社には適用されない」の語に差し替える。
- (j) 第 (4) 項において、
 - (i) 冒頭から「当該事業年度における会社」までの語を、次の条文に差し替える。
 - 「(4) 第 (A1) 項は、適用されない。
 - (a) [(中略)] の場合、当該事業年度において親会社でなかった会社には」
 - (ii) (b) 号において、「当該事業年度内のいずれかの時点で親会社であったとき」を、「[(中略)] の場合、当該事業年度内のいずれかの時点で親会社であった会社には」の語に差し替える。
 - (k) 第 (7) 項において、「第 (1) 項は、[(中略)] の場合、適用されない」を、「第 (A1) 項は、[(中略)] の場合、会社には適用されない」の語に差し替える。
 - (l) 第 (8) 項 (c) 号において、「非財務」の後に「及び持続可能性 [関連]」の語を挿入する。
 - (m) 第 (10) 項において、
 - (i) 「(1)」を「(A1)」の語に差し替える。
 - (ii) 二箇所の「非財務」の後に、[それぞれ]「及び持続可能性 [関連]」の語を挿入する。

第 4 条

第 414CB 条⁽⁸⁾において、

- (a) 見出しの「非財務」の後に「及び持続可能性 [関連]」の語を挿入する。

-
- (6) 第 383 条第 (6) 項は、「純額」とは、国際会計基準等に従って、グループ取引を消去するために行われる一切の相殺その他の調整を施さない額を意味すると規定している。
 - (7) 第 383 条第 (7) 項は、各子企業に係る数値が、所定の事業年度に係る当該子企業の個別計算書類に含まれる数値であること、及び当該数値を不相当な費用又は著しい遅延なしに得ることができないときは、直近の入手可能な数値が用いられる旨を規定している。
 - (8) 第 414CB 条は、非財務及び持続可能性 [関連] 情報開示の内容について規定している。2022 年規則による改正後の第 1 項及び第 2 項は、次のとおりである（下線部が改正された箇所）。
 - (1) 会社が第 414CA 条第 (1) 項 (a) 号、(b) 号、(c) 号又は (d) 号に掲げる種別の会社である場合、非財務及び持続可能性 [関連] 情報開示は、会社の発展、実績、地位及び活動の影響を理解するために必要な範囲内で、最低でも次の情報を含まなければならない。
 - (a) 環境に関する事項（会社の事業が環境に与える影響を含む。）
 - (b) 会社の従業員
 - (c) 社会的事項
 - (d) 人権の尊重、及び
 - (e) 腐敗防止及び贈収賄防止に関する事項
 - (2) 第 (1) 項により要求される情報は、次の内容を含まなければならない。
 - (a) 会社の事業モデルの簡単な説明
 - (b) 第 (1) 項 (a) 号から (e) 号までに記載された事項に関して会社が追求する方針と、その方針に従って会社が実施するデューデリジェンス・プロセスの説明
 - (c) 当該方針の結果の説明
 - (d) 会社の業務に関連して発生する、第 (1) 項 (a) 号から (e) 号までに記載された事項に関連する主要なリスクの説明、及び関連性があり、かつ、適切である場合には、次の説明
 - (i) 当該リスク分野において悪影響を及ぼす可能性のある事業関係、製品及びサービスの説明
 - (ii) 主要なリスクをどのように管理しているかの説明
 - (e) 会社の事業に関連する非財務的な主要実績評価指標の説明

(b) 第(1)項の前に、次の条文を挿入する。

「(A1) 非財務及び持続可能性〔関連〕情報報告書は、会社の気候関連財務情報開示を含まなければならない。」

(c) 第(1)項において、「非財務情報開示は、」を「会社が第414CA条第(1)項(a)号、(b)号、(c)号又は(d)号に掲げる種別の会社である場合、非財務及び持続可能性〔関連〕情報開示は、」の語に差し替える。

(d) 第(2)項において、「情報」の後に「第(1)項により要求される」の語を挿入する。

(e) 第(2)項の後に、次の条文を挿入する。

「(2A) 本条において、「気候関連財務情報開示」とは、次のことを意味する。

(a) 気候関連リスク及び機会の評価及び管理に関する、会社のガバナンス体制についての説明

(b) 気候関連リスク及び機会を、会社がどのように識別、評価及び管理しているかについての説明

(c) 気候関連リスクを識別、評価及び管理するプロセスが、会社の総合的なリスク管理プロセスにどのように統合されているかについての説明

(d) 次の点に関する説明

(i) 会社の業務に関連して発生する、主要な気候関連リスク及び機会

(ii) 当該リスク及び機会を評価する際に言及される期間

(e) 主要な気候関連リスク及び機会が、会社の事業モデル及び戦略に与える、実際の〔actual〕及び潜在的な影響についての説明

(f) 様々な気候関連シナリオを考慮した、会社の事業モデル及び戦略のレジリエンス〔回復力〕についての分析

(g) 気候関連リスクを管理し、気候関連機会を実現するために会社が使用している目標、及びそれらの目標に対する実績についての説明

(h) 気候関連リスクを管理し、気候関連機会を実現するための目標に対する進捗状況の評価するために使用される主要実績評価指標と、その主要実績評価指標の根拠となる計算方法についての説明」

(f) 第(4)項の後に、次の条文を挿入する。

「(4A) 会社の取締役が、会社の事業の性質及びその遂行方法を考慮し、第(2A)項(e)号、(f)号、(g)号又は(h)号により要求される気候関連財務情報開示の全部又は一部が、会社の事業の理解に必要でないと合理的に考える場合、取締役は、当該気候関連財務情報開示の全部又は（場合により）該当部分を省略することができる。

(4B) 取締役が、第(4A)項に基づいて気候関連財務情報開示の全部又は一部を省略する場合、非財務及び持続可能性〔関連〕情報報告書には、同項で述べた取締役の合理的な考えについて、明確でかつ理由を付した説明を行わなければならない。」

(g) 第(7)項において、「非財務」の後に「及び持続可能性〔関連〕」の語を挿入する。

(h) 第(8)項において、「非財務」の後に「及び持続可能性〔関連〕」の語を挿入する。

(i) 第(9)項の後に、次の条文を挿入する。

「(10) 主務大臣は、第(2A)項に記載されているか、又は本条及び第414CA条の要件に関連する、気候関連財務情報開示に関する指針を発することができる。」

第3部

レビュー

第5条

- (1) 主務大臣は、次の事項を随時行わなければならない。
 - (a) 本規則に含まれる規制に係る規定のレビュー、及び
 - (b) レビューの結論を記載した報告書の公表
- (2) 最初の報告書は、2027年4月6日までに公表されなければならない。
- (3) その後の報告書は、5年を超えない間隔で公表されなければならない。
- (4) 2015年小企業・企業・雇用法⁽⁹⁾（以下「2015年法」）第30条第(4)項は、本規則に基づき公表される報告書が、特に、次の要件を満たすよう求める。
 - (a) 第(1)項(a)号で言及される規制に係る規定により達成されるべき目的を示すこと。
 - (b) 当該目的がどの程度達成されたかを評価すること。
 - (c) 当該目的が引き続き適切であるかどうかを評価すること。
 - (d) 当該目的が引き続き適切である場合、より負担の少ない他の規制に係る規定によって達成できる程度を評価すること。
- (5) 本規則において、「規制に係る規定」は、2015年法第28条から第32条まで（同法第32条参照）⁽¹⁰⁾における意味と同じ意味を有する。

（あしだ じゅん）

(9) Small Business, Enterprise and Employment Act 2015 c.26. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/26/contents>>

(10) 2015年法第32条において、「規制に係る規定」とは、①対象となる活動に要件、制限若しくは条件を課すか、又は基準を設定する規定、②対象となる活動に関する要件、制限、条件又は基準の遵守の確保又は実施に関する規定とされている。